

平成二十五年年度

博士（文学）学位請求論文

内容及び審査の要旨

神道宗紀

近世奉納和歌の研究——和歌三神奉納和歌の場合——

皇學館大学大学院

本論文は、近世期に和歌三神四社（玉津島社・住吉社・明石柿本社・高津柿本社）に奉納された和歌を取り上げて、それらと和歌関係資料の実態と、奉納という行為の具体相を明らかにしようとしたものである。

本論文の構成は以下のとおりである。

#### 序論

はじめに

#### 一、和歌三神の概要

#### 二、御所伝授の概要

### 第一章 玉津島社と住吉社への古今伝授後御法楽および月次和歌御法楽

#### 一、両社に奉納された御法楽五十首和歌

#### 二、玉津島社に奉納された御法楽五十首和歌の異種短冊

#### 三、住吉社に奉納された法楽五十首和歌からわかること

#### 四、仙洞御所からの月次御法楽和歌

### 第二章 明石柿本社と高津柿本社への古今伝授後御法楽

#### 一、明石柿本社に奉納された御法楽五十首和歌

#### 二、高津柿本社へ奉納された御法楽五十首和歌

#### 三、社寺側から見た古今伝授後の御法楽五十首和歌と御祈祷

### 第三章 人麻呂千年忌に関する靈元法皇の御法楽和歌

#### 一、柿本人麻呂と神位神号―月照寺蔵「神号神位記録」を基に―

#### 二、月照寺蔵「御奉納石見播磨柿本社御法楽」成立の背景

### 第四章 冷泉為村の奉納和歌

#### 一、冷泉家と奉納和歌

#### 二、奉納和歌に見る為村の書体

#### 三、為村の書風の変遷

四、奉納和歌に見る為村の言語遊戯

五、奉納和歌に見る為村の定家仮名遣

## 第五章 その他の奉納和歌

一、玉津島社の場合

二、住吉社の場合

三、明石柿本社の場合

四、高津柿本社の場合

## 第六章 高津柿本社奉納和歌の書誌的考察

資料

あとがき

神道氏はこれまで、玉津島神社・住吉大社・明石柿本社・高津柿本社への奉納和歌について、鶴崎裕雄氏らとともに共同調査を実施しており、高津柿本社を除く三社については、その調査の成果を次の三著（共著）にまとめている。

● 『紀州玉津島神社奉納和歌集』（鶴崎裕雄・佐賀新造・神道宗紀編著 平成四年十二月 玉津島神社）

● 『住吉大社奉納和歌集』（神道宗紀・鶴崎裕雄編著 平成十一年三月 東方出版社）

● 『月照寺明石柿本社奉納和歌集』（鶴崎裕雄・神道宗紀・小倉嘉夫編著 平成二十三年八月 和泉書院）

なお、高津柿本社については、現在、実地調査が終了し、その調査結果についての整理・研究を続行しているところである。

本論文は、これらの調査・研究をふまえて、その和歌関係資料を総合的に考察したものである。

序論は、「はじめに」・「一、和歌三神の概要」・「二、御所伝授の概要」から成る。「はじめに」においては、従来の共同調査の成果をまとめた前記三著を紹介しつつ、本論文における課題を述べている。「和歌三神の概要」と「御所伝授の概要」では、以下の本論において議論の中心となる「和歌三神」「御所伝授」について概要を簡潔に述べている。

第一章「玉津島社と住吉社への古今伝授後御法楽および月次和歌御法楽」は、章名に示された二社への二種類の法楽和歌を論ずる。近世期、天皇や上皇が古今伝授を受けた後、和歌三神に「御法楽五十首和歌」を奉納するのが恒例となっていた。本章では、このうち、主として玉津

島・住吉両社に奉納された五十首和歌について論じている。

「一、両社に奉納された御法楽五十首和歌」では、玉津島・住吉両社に伝存する七点の「御法楽五十首和歌」（寛文四年の後西上皇から天保十三年の仁孝天皇まで）を取り上げ、「近代御会和歌集」「お湯殿の上の日記」「通兄公記」等、奉納者側の資料を参照しながら、それらの奉納の次第を具体的に跡付けている。

五十首和歌は短冊形式であり、両社それぞれに五十枚ずつの短冊が奉納されるのであるが、それらの短冊は玉津島社用と住吉社用と別々に用意されたのではなく、奉納用に用紙を漉き、それを百枚に裁断して作成されたものであることが明らかにされている。また、歌題は、あらかじめ題者が五十の題を考えて、各短冊にすべて記し、それを詠者が分け取って詠ずるという手順となっていたことも明らかにされている。

「二、玉津島社に奉納された御法楽五十首和歌の異種短冊」では、原則的には五十首和歌の短冊は同一の紙を裁断して作られているのであるが、中に、そうではない短冊が交じっている例があることを問題としている。その異種短冊は、寛文四年（後西上皇）、宝暦十年（桃園天皇）、明和四年（後桜町天皇）に玉津島社へ奉納された五十首の中にあり、寛文のそれは飛鳥井雅章と中院通茂、宝暦のそれは冷泉為村・為泰親子、明和のそれは冷泉為村・為泰・為章三代のものである。論者は、この異種短冊を、詠者が本来の短冊と差し替えたものと見て、それが可能であったのは、寛文においては飛鳥井雅章が題者であったこと、為村以下の場合には冷泉家が歌道家であったことなどによると指摘している。

「三、住吉社に奉納された法楽五十首和歌からわかること」では、天和三年（靈元天皇）、寛政九年（光格天皇）、天保十二年（仁孝天皇）の古今伝授後に住吉社に奉納された五十首和歌に添えられた歌題目録を取り上げている。この中で問題となるのは天和三年のそれである。短冊の題の筆跡は明らかに冷泉為村のものであるが、天和三年に為村はまだ生まれていないことから、この目録は天和三年のそれとは考えられず、明和四年のものと見るべきであることを指摘している。また、このことから、奉納和歌に歌題目録を添えることを始めたのが為村であるらしいことが推測されている。

「四、仙洞御所からの月次御法楽和歌」では、玉津島・住吉両社に奉納された靈元院の月次和歌を取り上げて論じている。これは、古今伝授後に奉納されたものではなく、靈元院が仙洞御所において公家衆とともに頻繁に催した月次和歌御会で詠まれた和歌を奉納したものである。玉津島社には元禄三年六月から同六年五月までに詠んだ一八五〇首が、住吉社には元禄六年六月から同九年五月までに詠んだ一八五〇首が奉納されたことが指摘されている。

「第二章 明石柿本社と高津柿本社への古今伝授後御法楽」は、二つの柿本社、すなわち播磨国明石のそれと石見国高津のそれに奉納され

た古今伝後の法楽和歌を問題とする。玉津島・住吉社には寛文四年（後西上皇）・天和三年（靈元天皇）から天保十三年（仁孝天皇）まで、古今伝授後の法楽五十首が七回奉納されているが、両柿本社には寛文四年（後西上皇）・天和三年（靈元天皇）の二回分の法楽和歌は奉納されておらず、延享元年（桜町天皇）以下の五点が奉納されている。本章では、主としてこの五種の御法楽五十首和歌について論じている。

「一、明石柿本社に奉納された御法楽五十首和歌」では、延享元年以後奉納された五種類の五十首和歌のうち明石柿本社に伝存するのは延享元年のそれだけであるが、同社蔵「御祈祷記録写」に宝曆・寛政の分の記事が載っており、それらも奉納されたことが確実視できることを指摘した上で、それら三種について紹介・考証がなされている。

「二、高津柿本社へ奉納された御法楽五十首和歌」では、延享元年以後の五回の古今伝授に伴う奉納五十首和歌がすべて伝存していること、また、それら短冊形式の五種の奉納和歌を書き写した和綴じ本が存在していることを指摘している。

「三、社寺側から見た古今伝授後の御法楽五十首和歌と御祈祷」では、明石柿本社の別当寺である月照寺に伝存する文書を駆使して、古今伝授とそれに伴う五十首和歌の柿本社への奉納がどのようになされたかを、具体的に明らかにしている。

「第三章 人麻呂千年忌に関する靈元法皇の御法楽和歌」は、享保八年の柿本人麻呂千年忌に際し、靈元天皇の意向に基づき、中御門天皇から明石と高津の柿本社に「正一位」の神位と「柿本大明神」の神号が与えられたことを問題とする。

「一、柿本人麻呂と神位神号―月照寺蔵「神号神位記録」を基に―」では、月照寺に伝存する「神号神位記録」を翻刻・読解して、神号・神位が与えられた時の事情を社寺側から明らかにしている。さらに、明石・高津両社に伝わっている種々の関連資料を紹介・考証している。新出資料を丁寧に読み解いて、神号・神位授与の具体的な様子を明らかにしている点は重要である。

「二、月照寺蔵「御奉納石見播磨柿本社御法楽」成立の背景」では、神号・神位が与えられた際に明石・高津両社に奉納された五十首和歌の問題を取り上げている。それぞれの社には、奉納された短冊形式の「五十首和歌」とは別に、両社の五十首和歌を書き連ねて百首を記す文書が存在しており（月照寺蔵「御奉納石見播磨柿本社御法楽」（綴り本）と島根大学図書館蔵「人麿御奉納百首和歌」）、それらがどのような関係にあるのかを検討している。本文の詳細な比較検討の結果、百首を記す二書は、奉納以前に五十首の短冊が院御所で披講された際に書き留められたものであること、また、五十首和歌短冊が奉納されると同時に両社に下賜されたものであることが明らかにされている。

「第四章 冷泉為村の奉納和歌」は、住吉・玉津島両社に奉納された冷泉為村の和歌を取り上げ、様々な観点からその実態を明らかにしている。

「一、冷泉家と奉納和歌」では、近世期の冷泉家と下冷泉家の歴代が住吉・玉津島両社に奉納した和歌を整理・紹介している。

「二、奉納和歌に見る為村の書体」では、奉納和歌を題材として、為村が、遠祖定家の書体を基にした、いわゆる「冷泉家流（定家様）」書体を確立したこと、さらにそれが後に継承された歴史を簡潔に記している。

「三、為村の書風の変遷」では、住吉・玉津島両社に奉納された為村三十三歳から六十二歳までの作品九種を取り上げ、その書体の変化を辿っている。これらの奉納和歌は、目的を同じくする作品が経時的に多数存在しているという意味で、書体の変化を辿る上で恰好の材料となっている。

「四、奉納和歌に見る為村の言語遊戯」では、為村の奉納和歌には「冠歌」のような言語遊戯的和歌が多いことを指摘している。

「五、奉納和歌に見る為村の定家仮名遣」では、住吉社に奉納された為村やその他の歌人の和歌に用いられている仮名遣いが、いわゆる「定家仮名遣い」であるか否かを問題としている。結論としては、為村以外の堂上歌人の場合は、おおよそ定家仮名遣いに合致していること、為村の場合は、ほぼ完全に一致しており、一見定家仮名遣いに反するような例も一例見られるが、それも、定家の主張した仮名遣いの原理に照らせば、むしろ原理をよく理解していたための例外と見るべきことを指摘している。

「第五章 その他の奉納和歌」では、玉津島・住吉・明石柿本・高津柿本の四社に伝存する奉納和歌のうち、古今伝授に伴って奉納された和歌と冷泉為村の奉納和歌を除いたものを取り上げ、社ごとに説明・考証をおこなっている。

「一、玉津島社の場合」では、堺田通節の「木綿襷和歌」を紹介している。

「二、住吉社の場合」では、住吉社の神主である津守国治・国教・国輝・国礼の奉納和歌を取り上げている。特に各奉納和歌の仮名遣いに注目して、定家仮名遣いとどれほど合致するかを調査し、歌人としての正統性を測ることを論の中心に置いている。この節においては、また、奉納時期未詳の冷泉為村の奉納和歌について、その書体に注目して、奉納時期の考証がなされている。この考証は、説得力を有する。

「三、明石柿本社の場合」では、冠歌や特別な語句を歌に詠み込む等の言語遊戯を用いた二点の奉納和歌と、眼病治癒を祈願して奉納した和歌一点を紹介している。

「四、高津柿本社の場合」では、靈元院御法楽五十首和歌中の為村短冊、言語遊戯的和歌の奉納、津和野藩の人々の人麻呂に対する意識について論じている。いずれも、同社に伝存する和歌文書を丁寧に紹介しつつ論じており、貴重な報告である。

「第六章 高津柿本社奉納和歌の書誌的考察」は、章題どおり、高津柿本社に奉納された和歌の書誌的考察がなされている。

本論文は、近世期、和歌三神四社（住吉・玉津島・明石柿本・高津柿本社）に奉納された和歌についての、史上初の本格的な研究と評するこ

とができる。

第一章と第二章は、禁裏・仙洞における古今伝授の後に四社に奉納された「法楽五十首和歌」について論じており、本論文の中核を成す部分である。

第一章においては、住吉・玉津島両社へ奉納された七種の法楽和歌がどのように詠まれ、奉納されたかを、奉納者側の日記・記録類を参照して考証するとともに、伝存する和歌資料を詳細に分析することによって奉納和歌の詠作手順を明らかにしており、この点は高く評価される。また、玉津島社と住吉社に現存する奉納和歌について考証をおこない、奉納について当時の歌道家の歌人が果たした役割を明らかにした点も評価されよう。

このように、本章は高く評価されるのであるが、今少し言及すべきではなかったかと思われる点もある。一つは古今伝授との関連である。これらの和歌が古今伝授に伴って奉納されたものであるにもかかわらず、本論文においては古今伝授への言及がほとんどない。わずかに序論において「御所伝授」についての簡潔な記述があるのみである。もう一つは、歌道家の歌人についてである。本章においては、両社に伝存する歌道家歌人の和歌資料についての紹介・考証がなされているのであるが、それが事実の指摘にとどまっており、近世の堂上和歌史の中に位置づける所には筆が及んでいない。近世の堂上和歌壇や古今伝授については、近年研究が急速に進んでいるが、その成果と本論文において明らかにされたことを照らし合わせたならば、さらに多くのことを明らかにし得るのではなからうか。その意味で、それらへの言及がない点が惜しまれる。

第二章においては、明石・高津両柿本社に奉納された法楽和歌の紹介・考証がなされるとともに、明石社の別当寺である月照寺に伝わる文書を分析して、奉納の様相が明らかにされている。従来ほとんど知られていなかった古今伝授の祈祷の日程や撫物の授受の詳細が明らかにされており、学界に新たな知見が示されたという点で、これらの指摘は第一章と並んで、本論文において最も高く評価すべき成果かと思われる。

第三章においては、人麻呂千年忌を機に、靈元院が明石・高津両柿本社を尊崇し、神号・神位を与えらるとともに、法楽和歌を奉納することとなった経緯を示し、その奉納の実態を明らかにしている。これも両社に伝わる文書を駆使した論述となっており、新見に満ちている。これも高く評価される点である。

第二・三章に関して、今後望まれるのは、和歌三神の中でなぜ柿本社だけが他の二社に遅れて法楽和歌が奉納されるようになったのかという問題についての考察である。これは、おそらく中世以来の「和歌三神」概念の歴史とかかわる問題であり、さらに人麿影供の問題ともかわることであると思われる。本論文においては、この点への言及がほとんどなく、今後、より広い視野からの考察の進展を期待したい。

第四章においては、冷泉為村の奉納和歌について様々な角度から論じてられている。本章において取り上げられている資料はいずれも新出のものであり、その紹介と考証は貴重である。

第五章においては、古今伝授に伴って奉納された和歌と冷泉為村の奉納和歌を除いた和歌資料を、神社ごとに紹介・考察している。いずれも新出資料であり、これらもまた貴重な報告となっている。

第四・五章には共通して奉納和歌の仮名遣いが大きく取り上げられているが、この点に関しては、奉納和歌の問題として、仮名遣いに着目する意味がどれほどあるのかという疑問が残る。本論文によれば、これによって、歌人として素養があるか否かを測っているのであるが、それは、「奉納和歌」という問題とどのように関わるのか、もう少し丁寧な説明が必要であろう。

また、この二章において、木綿樺和歌や冠歌などの「言語遊戯を用いた和歌」が多いことが指摘されているが、指摘するにとどまっているのが惜しまれる。特に木綿樺和歌については、著名な京極為兼のそれも神に祈念して詠まれたものであり、奉納和歌の歴史を考える上で、これは重要な指摘である。今後さらなる研究の進展を期待したい。

第六章は、資料の堅実な紹介と考証と評価できる。

和歌三神、古今伝授、冷泉為村などは、近世堂上歌壇史を構築する上で重要なファクターであり、和歌三神四社（住吉・玉津島・明石柿本・高津柿本社）への奉納和歌は、それらについての研究に大きく寄与するものと考えられる。その意味で、本論文においては、歌壇史全体を視野に入れた議論の少ないことが惜しまれる。

しかし、これら奉納和歌は、そもそも存在自体が従来学界に知られておらず、論者たちの調査研究によって初めて陽の目を見たものであった。本論文は、それらの新資料そのものを丁寧に考証するとともに、それらを駆使して法楽和歌の奉納の具体的な有り様を明らかにしたものである。本論文に示されたこれらの成果は、前記の不満な点を補って余りあるものであると評価できよう。

以上、幾許かの不満点も指摘したが、本論文は、近世の奉納和歌研究として画期的な成果を上げたものとして高く評価できる。よって、本論文は、博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。



学位請求論文最終試験報告書

神道宗紀

右の者について、学位請求論文に関する審査及び最終試験を行い、その結果審査に合格したものであることを認める。

平成二十六年三月三日

審査委員 主査

深津

睦夫

(本学教授)



副査

高倉

一紀

(本学教授)



副査

松本

丘

(本学教授)

